

一九世紀初頭の秋田佐竹家における大名・家臣関係

——「廻座・諸士同席一件」を事例に——

清水 翔太郎

はじめに

秋田藩主佐竹義和は、寛政から文化期にかけて藩政改革を主導した「名君」として知られている。義和を「名君」とする認識は、近代における顕彰事業を介して形成されたと考えられる。そこでは条目など諸法令の分析を通して、義和と家老正田斎定常を始め、岡本但馬元貴、大越十郎兵衛範圍、中山文右衛門（善我）ら「賢宰」により、藩校の設立と人材養成、殖産興業と専売制による財政建て直し等が行われたことが論じられた。こうした現代においても根強く残るイメージに対して、本稿は義和の自筆記録を用いて家臣との関係を分析すること、その実像の一端に迫ることを試みるものである。

佐竹義和は、江戸における公務及び国許を中心とした政

務の記録を作成していた。寛政期においては、江戸における公務への関心から自筆の記録を作成したが、享和三年（一八〇三）の久保田着城時からは国許において、政務記録である「用向書留」を作成するようになった。寛政四年（一七九二）に親裁を始めた時期ではなく、この時期に記録を作成する契機となったのは、家中の家格序列「廻座・諸士同席一件」を裁断することを迫られてのことと考えられる。

佐竹家中において設定された座格制³については、元禄期までの整備の過程を論じた根岸茂夫氏の研究⁴があるが、近世後期の座格制の運用をめぐる問題についてはこれまで分析されてこなかった。本稿で事例とする「廻座・諸士同席一件」については、後述するように享和三年十月に義和の直筆書付及び条目が出されているが、これに言及されることもなかった。

義和期について、加藤民夫氏は「宝曆・天明期の混迷から脱するためには、何としても一門・重臣らの旧例順守の姿勢を押さえ、新しい執政や奉行たちの味方となつて、彼らを抵抗勢力から守り、決断を決して覆さない藩主としての信念が求められた」と指摘するように、改革を推し進める義和・家老・中下級藩士と一門・重臣層の対立関係が先行研究では、指摘されてきた。しかし、「廻座・諸士同席一件」の直筆書付及び条目が出されるまでの過程を分析すると、義和と苗字衆（一門）、家老、廻座の家臣との緊張関係、廻座と諸士の対立関係など、複雑な関係が見えてくる。つまり、本問題を分析して当該期の佐竹家中における諸関係を詳らかにすることは、改革政治をめぐる基本的な人間関係を把握する上でも重要であると考えられる。

本稿はこのような問題関心から、佐竹義和の自筆記録を用いて、義和が座格制をめぐる問題について最終意思決定権を有する中で、どのように裁断をしたのか、直筆書付及び条目が出されるまでの過程を分析する。その際、久保田城内における義和が政務を処理する空間に注目して、義和の政務の実態とそれを支えた家臣との関係を明らかにする。

一 「廻座・諸士同席一件」の概要

(1) 廻座・諸士同席の直筆書付及び条目

享和三年十月二十一日、久保田城本丸の広間にて、家臣の各屋敷において廻座と諸士の同席を命じる義和の直筆書付及び条目が家中に伝達された。長文であるので、要点の記されている直筆書付のみ以下に引用する。

家中之儀は古来より引渡・廻座・諸士夫々之取扱差等有之儀は偏く心得之通二候、然は廻座・諸士於宅座席之義相難候二付、其次第近年申出候得共、自御先代様於宅取扱之差段被相分候儀も無之候得は頗令思慮、早速不及其沙汰二候、然れとも此義長々指揮無之而は品々指支之事共有之由相聞候、依之今般格別之存慮を以、銘々於宅取扱之差段左二申渡候

一、廻座江諸士相越候節、副役以上之面々二限り初より同席二可致、其他之諸士敷居外二而一礼之上同席可致事

一、番頭・番組之者、会釈是迄之通可相心得候事

一、廻座之面々、此末勘定奉行・評定奉行又は用人等頼分之儀相除候事

一、苗字之面々・引渡・廻座、会釈是迄之通可相心得候事

一、回座之面々惣而殿中取扱是迄之通可相心得候事

右之通、此度令指揮候得共、回座・諸士固り同輩之儀二は無之候条、各其分を相守相互ニ失礼之儀無之様ニ可致候、惣而下たる者ハ上を敬ひ、上たるものは下江も譲りを加候様ニとの事ニ候条、辞謙讓遜之道を主と致、和睦をも第一ニ心懸奇察之儀無之様ニ専務之事ニ候也

久保田城中においては座格制に基づいた座席が設定されていたが、家臣各々の屋敷においては座格制に基づく応対について定めがなく、本書付はそれを示したものであった。重要なのは第一条であり、諸士が廻座の屋敷に向いた際には、副役以上の役職に就いている者に限り最初から同席とし、その他の諸士は敷居の外で一礼をした上で同席すべきとした。なぜ義和は「格別之存慮」により、こうした直筆書付及び条目を出す必要があったのであろうか。この点について、事の発端から見ていきたい。

(2)「廻座・諸士同席一件」の発端

「廻座・諸士同席一件」については、直筆書付及び条目が出されるまでに関与した人物も記録を残している。横手の所預戸村十太夫義通は、嫡子の出仕のため久保田に出府していたところ議論に加わったが、東家佐竹将監義府から借用した関連文書を写し、「廻座諸士同席一件」を作成した¹⁾。

また、北家当主佐竹河内義文は、「下国使者」として義和の久保田着城を幕府に報告し、その帰途久保田に立ち寄り議論に加わった。河内が記した「北家御日記」²⁾にも記述があり、さらに義和に差し出した書載等を「書載写」としてまとめている。これらも参照しながら、条目が出されるまでの過程を見て行く。

戸村の「廻座諸士同席一件」には、寛政七年一月、相手番の取り次ぎを受け、家老岡本但馬・宇都宮小膳・正田斎(定常)・大越十郎兵衛範が義和に差し出した「口上覚」が収録されている。そこには「廻座共申会之上、御相手番共引受、先年申聞候儀何レニ被相極候様ニ仕度申聞申候」とあることから、廻座が本件について相談し、相手番がその意向を取り次ぎ、家老らに裁断を求めたことがわかる。それを受けて家老たちは義和に上申したのであった。そこで問題とされた点は次の通りである。

以前廻座席を被居置候節³⁾也も、各於宅会釈等之儀迄被仰渡可被相定様も無御座、宝曆以前迄者諸士之面々⁴⁾也も同席之儀ニ一統心得候事も決而無之候处、宝曆之頃より御物頭共之内、廻座之面々江同席致候と申儀不計相起、其後右一件早々相難候得共、廻座之面々ニてハ、折節 御代替又ハ御国家御事多之砌故多分斟酌仕御苦柄之儀も不申上罷在候得共、其後追々御物頭共始諸士之面々堅く同席之儀ニ御廻

座之面々江申決候者、拳而相募候事ニ相求、近年ニ至候而
 其為家督出仕等 上江相係候大札、其外ノ婚禮・元服等之
 礼儀有之候節ハ殊更差支候次第相至、礼讓謙遜等之道者
 地を拂而相失、猥ニ 上を犯候風格ニ相成、不得止、廻座
 之面々より申出候次第（以下略）

ここからは、家臣の屋敷における応対の規定はなく、宝曆
 期以前、諸士は廻座と同席するという認識はなかったことが
 わかる。宝曆期以後、諸士である物頭が同席を主張したこと
 で問題が生じていたが、時勢を鑑みて先代義敦には上申はせ
 ずにいたと言う。しかし近年になり、儀礼の際に問題が生
 じるようになり、諸士の礼儀を弁えない行動が目立つようにな
 ったのでやむを得ず、義和に上申することとなったと廻座
 は主張していた。

廻座は宝曆期から問題が生じていたとするが、寛政期に廻
 座の不満が表面化したことが重要であろう。その背景として、
 諸士の役方進出の動向と関連があると考えられる。寛政元年
 に藩校が設置され、そこで学んだ諸士層が「改革派官僚」と
 いうべき行政集団を形成し、文化末年以降、「実際の政治実
 践に深くかかわってくる」とされるが、こうした諸士の政治
 的役割の高まりに対して、廻座は先祖以来の権威、特権を維
 持することを志向したと見てとれる。家老たちの認識も「古
 来之形相立同席等不致、膳器等之儀も相分候事ニ相極候て家

柄之者役柄等之参会ハ互謙讓を旨と可仕事ニ御座候故、会釈
 形等之儀ハ引渡・廻座一統猶申合方も可有御座、従上も被
 仰渡之御次第も可有御座事ニ奉存候」とあるように、廻座の
 意向を肯定するものであり、諸士との同席を不可とすること
 を望み、義和の対応を求めたのであった。

家老が義和に裁断を求めてから、享和三年十月に直筆書付
 及び条目が出されるまで九年を要しており、その間、廻座か
 らの催促を抑止する動きもあった。享和元年には「同席一件
 御裁断之義、御記録所御書物等御吟味被成置、得と 御思慮
 被相尽候上、明春歟明後年 御下国之上迄二者可被仰出旨、
 先キ頃將監殿へ被仰含候ニ付、御廻座之面々江右之心得を以
 差控罷在候様」と、義和は記録を吟味して、翌年あるいは翌々
 年の下国迄には裁断すると佐竹將監に意向を伝えたこともあ
 り、家老から廻座の面々に裁断を催促をしないように伝達が
 あった。義和がこうした廻座の催促を警戒していた様子は「用
 向書留」からもわかる。享和三年六月九日には「將監咄しニ
 ハ、帯刀へ回座催促申上ぬ様にと申候処、なるだけ申上ぬ様
 に可仕と咄候よし、当時相手番申付候間、いつれ願ハ相手番
 取次候故、帯刀右之心付候得者よろしく存候」と記されてい
 る。將監が相手番の向帯刀に廻座の催促を取り次がないよう
 にと伝えたところ、なるべくは取り次がないと向は返答した
 という。ここからは義和が相手番の取次を警戒しており、義

和・将監と廻座・相手番の間の緊張関係が窺える。

廻座の家臣は、先祖以来の特権が脅かされることを危惧し、問題の解決を主君に求めたが、裁断が先延ばしにされることに對して不満が生じ、催促を求めるといふ動きが見られた。その一方で義和の權威に関わる問題として、将監を中心として廻座の催促を牽制する動きがあった。つまり義和は将監を介して自らの權威の維持を図ったとも見てとれよう。

このように義和の裁断に時間を要したのは、義和と将監が家老・相手番・廻座の意向に反して、諸士との同席を命じる条目を出すことを企図していたことによる。つまり義和にとつて、自らの裁断次第でこれらの家臣と対立が深まる可能性があり、慎重を要する問題であった。実際に下国から条目を出すまでの五ヶ月間に家老二人が職を退いている。下国直後には先の口上覚に名前のあつた宇都宮小膳を、病氣を理由に家老職を退かせているが、本件が背景にあつたと考えられる。もう一人は廻座の梅津藤十郎で、直筆書付及び条目が出される直前に同席に反對して職を辞した。また議論に加わつた北家佐竹河内も義和・将監の意向に反発し、角館へ帰つていくこととなる。

二 佐竹義和の意思決定と苗字衆・引渡

本章では、義和の意向が家老に伝達される以前の意思決定過程をみていくが、以下論じるように、同席とすべきことは義和と将監の間で意思が共有されており、国許下向から条目伝達までの過程において両者で議論されたのは、家老、廻座の意向に反する条目執達の方法であつた。

義和と将監の間で執達に向けて議論が詰められていったのは八月以降のことであつた。六月の時点では将監から「廻座義ハ河内着之上にて、将監同様ニ老共ハ当分被仰出かね候段申出可然」と、佐竹河内の久保田到着後、一件の裁断は当分の間難しいと家老へ伝達すべきであると義和に上申があり、義和も同意していた。その一方で七月二十九日には「将監申開候ハ、昨日申候廻座一件ハ、将監心得にて老共へ一ト先所存様子可申談と申開候間、左候ハ、一ト先可申談候様申付候、今日申談候よし也」とあり、将監が家老の考えを探ることとなつた。その結果は八月一日に義和に報告されたが、「用向書留」には次のようにある。

将監申開候、老共へ将監存慮程二回座一件申候所、老共も随分取受候得とも、又々老共申候ハ、在々なと二ても給人共回座といたし色々事時々申候二付、内々申出候事も有之よし、是も此方を学申事にて出来候間、此方よりいつれ被

仰出無之候て者不相止候、幸河内も御用明にて此表二居候間、得と御相談被遊、被仰出候様二仕度旨申候、いつれ可申上旨申置候よし申聞候、右二付いつれ河内へも得と致相談、のへ候とも、又分ヶ候て申出候とも可致申、此間中二人揃可致相談申置候

具体的な内容は不明だが、家老らは在郷給人と廻座が結託した動きを警戒し、義和の命により問題を収束させなければならぬと言ふ。ここからは家老たちが河内とも相談の上、義和の裁断を求めていることがわかる。

こうした家老の意向もふまえて、義和と将監はこれ以上裁断を先延ばしすることはできないと判断し、河内も加えて義和の納戸すなわち居間(17)において下達の方法を議論するようになる。納戸は家老合議の結果等が上申される陰の間よりもさらに奥まった空間にあり、将監と側方は出入りしたが、家老が召されることは少なく、プライベート性の強い空間であった。⁽¹⁸⁾八月四日には「於納戸、河内・将監よひて回座一件申会候、いつれ申出候ハ、同席の事ニ致候と段々咄候、尚思慮いたし可申趣申聞候、我等も重キ事故、重ク致思慮可申置候」と、義和は納戸において、同席の意向を両者に話し、慎重に思慮することを互いに確認したが、「北家御日記」⁽²⁰⁾にはより詳細に記されている。

一、被仰出候ハ、廻座之面々全体近来至当之致方ニ候故、

諸士同席ニ可被仰渡、尤於御広間其段 御条目等ニても可被 仰渡哉、左候ハ、老共御請も申上間敷、其節ハ病氣等ニても可申立、左様之節ハ被 仰付方も可有之、右之義前廉老共へ不被仰出御取扱之 思召形、猶廻座之面々申立方等ニ不宜義有之候故、廻座被 仰渡候ニても可然之旨被 仰出候、将監ニハ御同意之趣ニ相見得候、因而我等申上候重き御用之義、誠御国家之御大事、奉恐入候、何レ思慮之上将監申合可申上段申上候

一、右之通被仰渡候て老共相頼間敷、因而中山文右衛門御家老被仰付へく哉之旨被仰出候、将監被申上候ハ諸士之内ハ直々被仰付候義も無之、猶文右衛門義ハ老衰致相頼間敷被申上候

一、将監申上候ハ、此度之御用十太夫加談被仰付可然之旨、我等一寸申合候趣申上候、御思慮之上可被仰出よしニ候

ここから義和は廻座と諸士同席の条目を家老の同意を得ず
に広間で家臣たちに条目を申し渡すこと、申し立てへの不満
から廻座を「欠座」とするなど、同席を実現するために強硬
な姿勢で臨もうとしていたことがわかる。また、意見の対立
により家老が職を辞す可能性も想定しつつ、父義敦が登用し
た儒者中山文右衛門を後役とすることを義和は述べている

が、諸士であり、老齡であることを理由に將監に反対されている。さらに將監からは久保田に在府中の戸村十太夫も相談に加えるべきと上申があり、義和は思慮すると返答した。さらに八月十一日には、両者の意向が次のように義和に上申された。

十一日、將監・河内納戸へ出申聞候ハ、此間被仰出候一件段々申会候所、外二差て存付無之候得とも一ト先申会之趣申聞候よし二候、兩人を以老共へ回座・諸士と同席之事二被仰出可然、右二付段々申上候趣も候ハ、兩人段々申談、老共難有恐候上ニて被仰出候事ニ候得者至極願よろしく存候趣申聞候、右二付回座引立候事をしみて申上候ハ、其節ハ夫二向取扱可申申聞候、右之趣一寸書付なきつと致し候様ニ致度申聞候、右之書付を以申談候よし申聞候猶戸村十太夫事、此度之義ニて御相談被成候間、源通院様ハ親十太夫へ重キ義ハ御相談被遊候と申義、横手へ帰候節被仰付候間、此度も親同様相心得候様ニと被仰出可然申聞候間、我等存候ハ、親筑波とハ違ひ候間御用御相談と申、留候も如何、親同様重キ御用ハ御相談被成候と被仰出候事ハ如何ニ存候間、只何となく御用御座候間、当分被留置候趣被仰渡方可然申候所、至極同意之趣故、今日直々兩人を以爲申候、今日直々申渡候

ここで上申されたのは第一に家老への下達についてであつ

た。兩人から同席のことを申し渡すべきこととし、家老の同意を得た上で家中に伝達すること、家老が廻座を引き立てるようなことがあれば、随時対応すべきこととした。これについては書付を作成して対応すると言う。第二に戸村十太夫を親の由緒を加味して相談に加えることであつた。義和はこれについて、親同様に相談を命じることに難色を示し、何となく用があるため城下に留まるように命じるべきとして、兩人同意の上、戸村に伝達された。

十三日には將監から「老共へ被仰出候書付草稿」を見せられ、義和は次のように返答した。

我等申候ハ、此度一件ハ重キ事故、一ト先兩人ニて老共へ申出候事ハよろしく候得共、弥御請申出候ハ、回座共一統へ申出候節ハ左衛門へも一ト通り申しらせ不申候ハ、相成ましく存候と申候所、今朝河内所へ参候様申参候間、將監参り候所、左衛門事ハ如何被成候事ニ候哉と申候よし、將監申候ハ、召候事力又御直書ニて被仰遣候事カト先つ今以咄しきりニて居候

左近様へも相談なしニも相成ましくと申候所、是ハ跡ニて被仰遣候ても可然哉と申候、是ハ如何致し候事可然哉思慮可致と申置候、一ト先御相談不申候て者相成ましく候

老共へ申出候ハ、齋へも一ト先取合可申上申聞候事と存候と申候得者、是左様ニも有之ましくと申候

家老が同意した後、廻座に伝達するに当たって、義和は南家佐竹左衛門や叔父佐竹義方、江戸家老正田斎への対応を氣にかけている。義和は南家へ知らせるべきとしたため、将監は河内と相談したものの、久保田に呼ぶか、直書を遣わすか結論は出ず、結局南家が召されることはなかった。義方への相談について、将監は後で知らせればよく、正田斎についても相談する必要はないとした。正田が江戸にあり、意思決定の場から遠ざけられていたことは、廻座であり、同席に反発することが想定されたためであろう。

十九日、義和は将監・河内と納戸で、家老らが同意しなかった場合の対応を次のように相談した。

以兩人、老共へ申出、御うけ不申上候ハ、其節十郎兵衛・東十郎不相勤所存ニ相成候事と存候、相成たけハ兩人相勤居候様ニ致度幾度と申さとし可申事
無擬不相勤事ニ相成候ハ、其節ハ老共兩人も申付候て、右へ河内・将監差添於廣間同席之事ニ申渡候事ニ可致と致相談候、右兩人ハ十太夫外ニ、外よりと申よりハ（小野岡）大和ニても可申付哉、財用の義ハ（大繩）新藏何分かばんと申付候て可然、村瀬（栲亭）もかだん申付候間同様之義と存候

又太郎事も殊ニより同役同様の事故恐入引取可申も難計候得とも、是者引渡ノ事故申述、出勤為致候て相成可申と致

相談事

十太夫事は迄被留置候て、十日余何も不申談候間、被留置候主意無之候間、兩人分明日にも御書付拜見為致可申申間候、依可然と申付候、我等事影ノ間へ召候て直々申候てハ湯沢へも相談不致候間、十太夫計相談致候てハ如何ニ存候間、今日夕後小座敷へ只相手ニ召候て将監・河内具可申述候間、得と思慮致所存御座候ハ、可申候候と申付候て可然申候所、至極同意と申候間、今日直よひ申付候

廻座の大越十郎兵衛と梅津藤十郎は職を辞すこととなると義和は考え、それは避けたいと述べている。しかし兩人とも辞めた場合には、新たに二名を家老に就け、将監、河内とともに広間で同席のことを申し渡すこととするが、義和はその候補として引渡の戸村十太夫や小野岡大和の名前を挙げ、加談に大繩新藏、村瀬栲亭を命じることを考えていた。両者はいずれも諸士であった。また、家老岡本又太郎も辞す可能性があるが、引渡であるので慰留すべきであるという。さらに戸村十太夫にも書付を見せ、相談に加えることに決定したが、南家を配慮して納戸には召さずに小座敷に戸村を召すこととなった。

しかしながら八月二十八日には、将監から河内・戸村との相談において、河内が翻意したことが次のように義和に伝えられた。

廿八日、七ツ半過將監出申聞候、今日河内・十太夫三人揃候処、河内申候ハ、得と致思慮候所、同席ニ被仰付候事ニハ無之、席外之事ニ存候、一々老共へ同意之趣申候よし將監申聞候、尚老共同様不調法被仰付候ともけつして致候よし申趣申聞候、將監申候ハ、左候ハ、先頃御同意之趣ハ如何と申候所、御同意仕候覺無之趣申候由

先日之書付河内自筆出し見候所、御同意と申事ハ無之候得とも、老共同列を引立候事申上候ハ、幾重ニも可取扱つものり、無筋事申候ハ、其儘ニいたし差置も不仕と相整候、一切不相濟申方と存候

將監、河内へ申候ハ、思召御尤の御筋合故御同意仕候間、私ハ私で申上候と申候よし申聞候、十太夫もあきれ顔にて居候よし

河内は同席に反対し、諸士は席外とする家老らに同調した意見を述べた。それに対して將監が先に同意していたことを聞いただと、河内は同意した覚えはないと答えたと言う。

翌日には「河内出申聞候、以手覺申聞候老共同意之趣也、書付留置致思慮趣申候」と「用向書留」にあるように、家老の意向に同意する覚書を義和に差し出した。河内は「將監所存形之文面承候而、愈右之通ニ被仰渡候事ニ而ハ往々御指支之事茂難計ト見受候而、其段申合不仕候而者恐入奉存候」と、將監の意向、すなわち同席を認めることにより生じる不

都合、具体的には家老との対立を危惧する中で翻意したのであった。また將監の対応への不満も背景にはあった。河内は八月一四日に家老大越十郎兵衛と梅津藤十郎と会談し、先に示した寛政七年の家老による口上覺の存在を知ったが、「寛政七卯年老中申上候書載草稿持参候而被読候、右寛政七卯年之書載ハ上ノ御渡も無之、將監合伝も無之、初而承り候趣申断候」と、義和と將監から渡された文書の中に含まれていないことへの不満があった。また、家老らと会談する中で、彼らが同席に反対する意思が強いことを知り、家老を罷免することもやむを得ないと考える將監と意見の対立が生じたようである。

九月三日には「老共へ將監を以此間の書付遣候事ニいたし、今日遣申談させ候、河内へハ相濟候跡にて申事ニいたし候」と、義和は將監を介して家老に直書を遣わし、河内にはこの後関与させず、事後報告することとした。

七日には將監が家老と話し合った結果、「河内事おしかり被成事ニ相成り候てハ表向不輕事故、明日以物頭御用之義御座候て被留置候所、御用無之候間、罷帰候様被仰出候て可然申決」と、河内は罰することはせず、用が済んだとして角館に帰すべきと上申があり、義和も同意した。

義和は廻座への不満もあり、苗字衆を重用し、引渡の家臣を家老に据えること、また儒者や諸士で信頼のおける人物に

加談を命じることで、自らの権力を維持あるいは強化しようと考えていた。しかし義和の意のままにならず、苗字衆の東家と北家当主が義和の意向を受けて、廻座と諸士の同席について家老との合意形成を進める方策は破綻した。そのため将監・戸村十太夫により家老との折衝が進められることとなったのである。なお、この後北家は義和・将監の意向に不満を募らせ、事あるごとに反発し、對抗勢力のようになっていく。

三 家老合議と条目伝達

(1) 家老への下達と合議

九月になると義和と将監により詰められてきた廻座・諸士同席の意向が家老に下達され、将監・戸村・家老による合議へと移行していく。九月三日に将監と戸村から家老大越、岡本、梅津へ渡された義和直書は次の通りである。

廻座諸士同席一件、積年令思慮候得共、迎も両全之指揮者相評シ兼候二付、以来同席之義二可申渡候、座迎之面々往古より諸士江混候役儀勤来候義、致連綿候事二候、因而格別之存慮を以、諸近臣以上同席可申渡、固より礼讓之道ハ互二不相失様申渡方も可有之候

一、廻座より諸士同役申付候節、頼分と申義相除き往古二

者戻候得共、諸士同役申付候節ハ上席可為致候、右之趣委曲者将監江申述候間、取合承知之上所存之儀者無腹藏申聞候様二致度候

廻座と諸士の同席を命じる内容であるが、それは古来、廻座の家臣たちは諸士と混ざり役職を務めてきたという認識によるものであった。廻座と諸士が同役に就いた場合には、廻座を上席とすべきとあるが、詳細は将監に述べているとして、直書の内容に同意の上、意見を述べるようにということが記してあった。この後、義和が家老と議論をすることはなく、将監・戸村と家老による合議は、随時将監から上申され、義和の意向は将監を介して家老に伝達されることとなる。

九月十三日には次のように家老から将監へ演説があった。

一、大礼等有之候節、上客御相手番以上之方可被相控候、乍去宗家之故を以大礼之品二寄、古来より親等相頼来候類者格別二有之事

一、申立事、又者内談筋等二付被相控候節、平日内座等者勿論、敷居外一礼之上ハ都而同席可被致事

一、年始・平日共二手狭之宅ニて敷居外取扱不相応之座敷者、都而同席可被致事

一、大札・平日共二膳器等、都而無差段可被取扱事

一、大御番頭、御番組会釈之義、都而是迄之通り可被相心得事

一、於途中時宜相等之事も都而手厚ニ可被致、猶演説ニも及候事

ここからは家老たちが、諸士が廻座と同席する場合、敷居外で一礼することなどを求めていたことがわかる。これに關して十五日には、將監から義和に報告があつたが、「膳器等ハ皆同様ニ為致可申と書候一ヶ條あしき所有之、外ハ存候通ニ相成候、一ト先將監申談、十郎兵衛まけても一ツの事故、御請申上候事ニいたし度申談度申聞候」と、膳器に關する第四條について家格により差を設けないことを問題としているが、他は想定していた通りであつたとする。

十月二日に將監は家老へ書付を渡して相談をしたが、そこで將監が問題としたのは「於 上ニ御取扱之次第、下江移シ候義ハ罷成間敷事」であつた。これは「於 上ニ御取扱之儀者御苗字今諸士ニ至迄其差等有之候ハ 上之御取扱ニ御座候」とし、「上之御取扱私宅江相移シ取扱候筋ニハ無之候」、つまり「廻座之面々私宅江相移シ諸士取扱候筋ニハ在之間敷候」とあるように、座格制は藩主を中心として設定されたものであるにも関わらず、廻座を中心として私宅での諸士との關係に適用することはあつてはならないといふことであつた。また「御番処江泊番又ハ同役等之儀引証可相成事、往古御番所江諸士同様泊番相勤無役引渡御調致候儀ニ相見得、外ニ其以上之面々諸士江混当番相勤候儀相見得不申候」、「是の

ミならず廻座諸士相混候儀間々在之候、依之同席相当候事ニ被存候」と、かつて廻座と諸士はともに泊番を務めていたのみならず、廻座と諸士が混ざり合つて務めてきた事例はあり、同席がふさわしいとある。さらに「此度之被 仰出廻座席被相下ケとか又者正月廻座と被相改平日者外ニ御取扱も無之、或 御目見之席江也相係候次第ニも御座候ハ、格別ニ御座候得共、何ソ位階江相係候筋も無之、往古之形御旧記ニも相見得候通、同席適當之儀ニ御座候得者、異論有之間敷事ニ被存候」とあり、本書付は廻座を貶めるようなものではなく、先例を照会しても同席がふさわしいと述べている。

これに対して家老たちは、將監が報告するには「老共外ニ一礼なしニ同席のことハ申会方無之趣申聞候」とあり、諸士が一礼して廻座と同席することについては、妥協する意思がなかつたことがわかる。また「十郎兵衛演説ニハ、又太郎事御引渡席ニも居候間將監・又太郎・十太夫三人へ御相談被遊候様ニ同意二候ハ、申上候様申聞候趣尤事ニ取受候趣挨拶いたし候段申聞候」と、大越十郎兵衛は岡本又太郎は引渡であることから、義和との相談に加えるべきとの意見があつた。

これを受けて十月八日に義和は納戸に岡本を召し、岡本は、「是迄先役共申上候事のミ申上候て居候間、是よりハ御役はなれ候て御相談可申上事ニ段々申候」と、これまで先役が上申した通りに意見を述べてきたが、これ以後、自らの意思に

基づいて相談に加わることを述べた。⁽³⁶⁾

十月十三日には、将監と岡本が「いつれ同席之事ニ申付候、右ニ付色々咄し合候、十郎兵衛・藤十郎しりて申上候節ハ御役御免御事ニ相極メ、跡家老ハ十太夫申付候事ニいたし」と相談し、同席を申し付けるが、大越、梅津が同意しない場合には罷免し、戸村を家老にすることとした。⁽³⁷⁾

翌十四日には大越から将監に家老合議の報告があったが、それは次のように将監から義和に上申された。⁽³⁸⁾

将監出申聞候者、昨日老共申会候趣十郎兵衛演説候由、被仰出の趣段々申会候所、皆々同席の事ハ如何、一役面々者同席、外ハ一寸敷居外ニて時宜致、内へと申事なく入候事ニ被仰付候て可然申聞候由、回座へもきつと内へと中間敷趣きつと申付候由也、右ニ付段々申聞候、略之

東十郎ハいつれ同席ハ不相成と別段二人たち申候由、東十郎ハ罷下り、遠慮加ヒ申上候由申聞候由、右ニ付将監ハ、遠慮之所ハ暫控候様ニ申候て罷出候趣申聞候
右ニ付以将監かみにて、監物・小早人へ内々為申候所、左様ニ候ハ、右之通りニ致候、此度きつと相動メ方可然申候由、依而以将監、老共へ右之通り申付候事ニ申出候所、藤十郎ハいつれ御同意ニ無之、遠慮申立候事申候由、依而将監初東十郎今一度思慮相重、承候様申候由、一切承知無之よし

大越は諸士すべてと同席することについて難色を示し、役付の者は同席とし、他は敷居の外で一礼して同席すべきことを提案した。これについては、直筆書付に反映され、副役以上は初めから同席とし、それ以下の役付の諸士は敷居外で一礼してから同席ということになった。

一方で梅津藤十郎は、同席はならないと述べて合議の場から退席した。将監らは梅津に再考を求めたが、同意はなく、十六日には中山文右衛門を梅津の屋敷に遣わすが面会も叶わなかった。⁽³⁹⁾ そのため十九日には梅津へ遠慮を申し付けることとなり、廻座の家老が一人職を退くこととなった。⁽⁴⁰⁾

(2) 条目伝達から廻座の同意まで

このような過程を経て十月二十一日に廻座・諸士同席の直筆書付及び条目が執達された。ただしこれが効力を有するためには、廻座の同意が必要であった。そのため義和は廻座の動向を気にかけて、将監を介して情報を収集した。一方で義和が同席を命じたことについて、廻座の衝撃は大きかった。⁽⁴¹⁾ 二十二日には将監から義和に次のような報告があった。

十月廿二日、将監申聞候、帯刀咄しニハ⁽⁴²⁾廿一日帯刀・内記、此間中帯刀・太郎左衛門・掃部介三人寄合申会候て居候由、被仰出も無之候間、只申会居候趣咄しニ候由

廿一日ニハ一役已上同席、其他ハ席外ニ被仰出と申事ニ、

薄々承居候所一統ノ被仰出ニテ無覚驚候趣咄し候由也、右ニ付あまり驚罷下り候途中ニテ、帶刀組下へ申渡候事相伺候事失念致候とて、早々十郎兵衛宅へ参り申候所、未下り前故又々御城へ出相伺申候由、平日なれハ則心付候事を失念致罷下候、実以驚入候と申、咄し候由

帶刀申候ニハ、敷居外一札ニテ同席と御座候得者、則同席の事ニ御座候、又会釈之上と御座候ハ、同席致候とて内へとゆるし入可申候得とも、上ヨリ一札之上同席と御座候得者、内へとゆるし入候事ニハ無之と申候由、將監申候ニハ、決して内へと申事ハならぬ事と呉々申述候よし也、帶刀初廻座一統、右之通り承候と帶刀申聞候由也

いつれ早く申会候て可申上様ニ將監呉々申述候所、帶刀申ニハ、いつれ不同心之面々者、夫々ニ銘々ニテ可申上様申居候由也、御請可申上存候面々、早く可申様ニと申付候て居候と帶刀申候由

將監申候ハ、願申上候事カ、又ハしみて同様ニ居候事ハならぬか、此二つ之内申上候ハ、身かくご致申上候事ニ無之候てハ不相成趣申述遣候と申聞候

和田掃部助ニ可有之存候由、此度の御直書ハ難有ないと申候由也

向帶刀は山方太郎左衛門や和田掃部助と義和の裁断が近いことを察して話し合っていたが、家中一統に対し申し渡され

るとは考えておらず、驚き動揺した様子であったという。条目執達後、向は気が動転して下城したため、支配の組下への伝達について家老に尋ねることを失念し、大越の屋敷まで戻ったという。また、向は「内へ」と許可をしてから同席すべきと考えていたが、將監は、それは決してならないと返答した。これに対して將監が早く同意するように求めたところ、向は不同意の者が個別に意見を上申する可能性があるとして述べたので、將監は同席に反する願等は許さないと強硬な態度を示した。また、和田が直書をありがたくないと述べていたという話もあり、廻座にとつて受け入れがたいものであったことがよくわかる。

このようなことから廻座の同意をすぐにはできなかった。十月二十五日には廻座が梅津頼母の屋敷で寄合をしていることを義和は將監から聞き、次のように指示した。⁴⁶

我等申候ハ、左候ハ、今日出候面々へ申付、今日御請為申上可然、御請不相成者ハきつと申付可然、今日迄申会候故いつれ申上候ニ相成候事也と呉々申候所、左候てハむりニ御請不申上不相成様ニテ如何、又御請不相成候者ハ申上候程申上ず、御答被仰付候てハ如何故、廿八日迄ニきつと可申上様申付候て可然申候故、左候ハ、明日迄ニ可申上様申述候様ニと十郎兵衛へ可申様申付候所、十郎兵衛へも申候所今日申述候て廿七日ニ御休日なれども罷出候間御請きつ

と申上候様二と申述候よし申聞候由申聞候間、きつと廿七日迄二可申聞様只々申付候

ここからは強引に廻座の同意を得ようとする義和に対し、同意を無理強いすることはせずに冷静な対応を求める将監という構図を読み取ることができ、義和は早急に廻座が同意することを求めたが、将監と大越が相談し、二日後に上申することとなった。

二十七日には「昼、将監・老共揃候て廻座一統、廿一日被仰出難有奉畏候段御請申上候趣申聞候」と、将監と家老から、廻座一統同意をしたと報告があつた。それを聞いた義和は「大ニ安心致候」と記している。義和にとって本問題の裁断がいかに精神的負荷の大きいものであつたかがわかる。

このように義和と将監の意向に沿う形で同席一件は落着したが、この後、家老や廻座と緊張関係にありながら、義和と将監は直臣・陪臣間の身分秩序の明確化を図ることとなる。同席一件とともに陪臣である廻座の家来が諸士に殿付で応対することに端を発する「殿付一件」の問題もあり、家中仕置に関わる義和の政務の主眼はその処理へと移行していく。この点については稿を改めて検討したい。

おわりに

ここまで論じてきた点をふまえて「廻座・諸士同席一件」にみる義和と家臣の関係をまとめておく。義和と東家当主佐竹将監は、藩校で学び、学問に秀でた諸士の登用に肯定的であり、家老の候補として中山文衛門の名を挙げていたことからわかるように、義和は諸士に信頼を寄せていたことが窺われる。そもそも義和の身近にあつた側方の用人や膳番は諸士であり、本稿では論じることができなかったが、側方は義和の意思形成及び決定に影響を与えていると考えられ、今後検討する必要がある。一方で諸士の登用に不満を持つ廻座とは緊張関係にあつた。廻座は先祖以来の特権が脅かされることを危惧して主君義和に指揮を求めたが、結論を先延ばしにする主君に対する不満を募らせていった。そうした中で義和の裁断を催促するような動きも見られ、義和の権威に関わる問題として、将監を中心としてそれを牽制することもあつた。

享和三年の下旬後、義和はこのような廻座を強権的に押さえることも辞さない姿勢で一件の処理に臨んだが、苗字衆の東家・北家当主や引渡の家臣と相談し、家老の同意の上、家中一統に直筆書付及び条目で申し渡すこととなった。その意思決定において、義和が本件で直に議論したのは、東家・北家当主と引渡の戸村十太夫・岡本又太郎であり、特に廻座

の家老とは議論をすることはなく、義和の意向は將監を介して直筆書付をもって伝達された。本件の裁断は家老から求められたものであったが、廻座の家老は同席に難色を示していたことから、義和の意思決定は將監や引渡の家老に依存することとなった。

佐竹義和の政務は、家格をめぐる問題についての最終決定権を有する中で、当該期には「御家」に関わることが中心であり、納戸において官僚制外にあった東家の將監と意思決定をする場面が多かった。將監は義和のプライベート性の強い納戸に召され、官僚制外にありながら、義和に最も近い存在として影響力を有していた。東家当主は、人材登用などにより生じた家中の支持を得ることの難しい問題の処理を支えたが、苗字衆では唯一久保田城下に常在し、家老が江戸に出府して留守にする期間があることをふまえると、重臣の中では、国許の状況を最も弁えていて然るべき立場であった。義和は寛政四年（一七九二）に親裁を開始した段階から、そうした東家の立場と藩祖義宣以来の歴史性を加味して、家老とは隔絶した役割を付与した⁵⁵ことで、將監は官僚制の外にありながら、宗家当主に最も近い存在として影響力を有した。ただし、その負担は大きかった。

將監については、後年「將監壯年にして一体嚴刻の人、君上においてもたのみおほしたる事ときこえ、時の老中とも

惶りたる事と見えしなり、されとも酒食の慎まざるありてその穢行も世の知る処なり」と評価されている。享和四年（一八〇四）になると、義和のもとには目付等を介して將監の酒席での不行跡の情報がもたらされ、義和は直書で禁酒を命じることもあった⁵⁶。將監は義和の意向を汲んで同席に向けて家老や廻座との折衝を担ったが、義和よりもむしろ將監に不平不満が集中するような構造になっていたのであり、精神的に負荷がかかったのである。義和も將監の不行跡を厳しく罰することはできず、義和が江戸にあった文化二年（一八〇五）四月、將監は川狩の際に飲酒し、同行者を斬りつけ殺傷するに至った。これにより將監は親類多賀谷下総へ永預となり、系図から抹消され、東家は佐竹左近義方の子で、義和には従兄弟にあたる義富に表向には將監の父山城から家督相続をさせることとなる⁵⁷。

義和を支えた將監がその側から去り、政治経験のない人物が東家当主となり義和の用談に加わることとなったが、義和は義富に將監とほぼ同様の役割を求めていることから、血縁的紐帯と能力を見極めて信頼できる人物選定したと捉えることができる。一方で將監に依存していた部分を自ら処理しなければならなくなるなど、義和の政務も変化していくことになる。これについては今後の課題としたい。

注

- (1) 大久保鉄作「天樹院佐竹義和公」一九一六年、天樹院公頌徳集編纂会「佐竹義和公頌徳集全」一九二一年。
- (2) 佐竹義和の自筆記録及び大名の自筆記録を分析する意義については、拙稿「秋田藩主佐竹義和の自筆記録に関する考察」(『東北近世史』第四三号、二〇一九年)を参照のこと。「用向書留」は横半帳で全十七冊からなり(秋田県公文書館佐竹文庫AS312-23-1-14)、秋田県公文書館では、貼外題のはがれた三冊を「御手控」と表題を付して整理しているが、これらは「用向書留」十、十二、十四巻に該当する(AS310-6-1-3)。
- (3) 佐竹宗家との由緒により、引渡(一番座・二番座)・廻座・諸士(一騎・駄輩・不肖)の序列が設定され、家老は引渡・廻座から選出された。佐竹の苗字を名乗る北・東・南・西(小場)の四家も引渡に含まれたが、苗字衆と称され、これらの当主は役職に就くことはなかった。地方知行制にあって、北・南・西は所預として、それぞれ角館・湯沢・大館を支配したのに対して、東家のみは藩祖義宣の命により久保田城下に在住し、当主は代々久保田にあった。
- (4) 根岸茂夫「秋田藩における座格制の形成」(『近世史論』第一号、一九七九年)。
- (5) 加藤民夫「佐竹義和時代の文教政策」(『秋田県公文書館研究紀要』第十一号、二〇〇五年)。
- (6) 「御亀鑑」第七卷、秋府(二)一四〇〜一四二頁。
- (7) 秋田県公文書館戸村家文書、AT312-13-1:2。
- (8) 「北家御日記」五百五十六(秋田県公文書館佐竹北家文書、AK212-1-556)。
- (9) 秋田県公文書館佐竹北家文書、AK312-66。
- (10) 金森正也「藩政改革と地域社会―秋田藩の「寛政」と「天保」―」清文堂、二〇一一年。
- (11) 「廻座諸士同席一件」(前掲註(7)に同じ)。
- (12) 「用向書留」一、享和三年六月九日。
- (13) 「用向書留」一、享和三年五月十七日。
- (14) 「用向書留」一、享和三年六月二十日。
- (15) 「用向書留」一、享和三年七月二十九日。
- (16) 「用向書留」一、享和三年八月一日。
- (17) 「日本国語大事典」には「一般には屋内の物置部屋をいうが、主人夫婦・家族の居間や寢室などにもなる」とある。
- (18) 拙稿前掲註(2)。
- (19) 「用向書留」一、享和三年八月四日。
- (20) 「北家御日記」五百五十六、享和三年八月四日。
- (21) 「用向書留」一、享和三年八月十一日。
- (22) 「用向書留」一、享和三年八月十三日。
- (23) 「用向書留」一、享和三年八月十九日。
- (24) 「用向書留」一、享和三年八月二十八日。
- (25) 「用向書留」一、享和三年八月二十九日。

- (26) 「書載写」(前掲註(9)に同じ)。
 (27) 「北家御日記」五百五十六、享和三年八月十四日。
 (28) 「用向書留」一、享和三年九月三日。
 (29) 「用向書留」一、享和三年九月七日。
 (30) 同席の直筆書付及び条目が出された後、義文は、不満を述べた書状を将監に差し出している。「用向書留」二、享和四年二月十二日)。
 (31) 「廻座諸士同席一件」(前掲註(7)に同じ)。
 (32) 「廻座諸士同席一件」(前掲註(7)に同じ)。
 (33) 「用向書留」一、享和三年九月十五日。
 (34) 「廻座諸士同席一件」(前掲註(7)に同じ)。
 (35) 「用向書留」一、享和三年十月二日。
 (36) 「用向書留」一、享和三年十月八日。
 (37) 「用向書留」一、享和三年十月十三日。
 (38) 「用向書留」一、享和三年十月十四日。
 (39) 「用向書留」一、享和三年十月十六日。
 (40) 「用向書留」一、享和三年十月十九日。
 (41) 「用向書留」二、享和三年十月二十二日。
 (42) 「用向書留」二、享和三年十月二十五日。
 (43) 「用向書留」二、享和三年十月二十七日。
 (44) 「用向書留」六、文化三年一月十五日。
 (45) 「天樹院様御代御直書御書附写」(秋田県公文書館佐竹文庫、AS312-49)。

(46) 橋本秀実「八丁夜話第二」(『新秋田叢書(二)』歴史図書社、一九七二年)。

(47) 「用向書留」二、享和四年二月二十九日。

(48) 「用向書留」四、文化二年五月十一日。

(49) 「天樹院様御代御直書御書附写」(秋田県公文書館佐竹文庫、AS312-49)。

〔付記〕

本稿は秋田大学史学会近世近代史部会第八五回研究会における報告内容をもとに構成したものである。当日ご助言いただいた皆様ここに記して御礼申し上げたい。また史料の閲覧に際してお世話になった秋田県公文書館の皆様にも合わせて御礼申し上げます。なお、本稿はJSPS科学研究費(若手研究、19K13326)による成果の一部である。